

平成22年度

一般会計予算は603億円

総合振興計画審議会条例、 職員の給与に関する条例の一部改正を可決

平成22年度一般 会計予算を可決

平成22年度一般会計予算は、歳入歳出それぞれ603億円とするものです。

歳出の主なものは、やすらぎの施策として、本年10月から、こども医療費の入院助成を中学校卒業まで拡充します。また、児童の健全育成や、子育て支援の拠点施設となる庄和児童センターを、本年8月のオープンに向けて整備を進めます。

あんしんの施策として、不法投棄や資源物の持ち去り等を防止するため、パトロールによる監視を強化します。また、公園等を巡回し、防犯や迷惑行為の抑制を図るとともに、施設の点検をします。

にぎわいの施策として、藤

塚米島線整備事業、南桜井駅周辺整備事業では、一部区間の供用を開始します。また、地域振興ふれあい拠点施設整備事業では、県との共同事業で整備工事に着手します。

はぐくみの施策として、東

中学校の校舎改築に向けて事業着手します。また、生涯学習の拠点施設となる庄和図書館を、本年11月のオープンに向けて整備を進めます。

ゆたかさの施策として、市の魅力をPRする春日部情報発信館「ぶらっとかすかべ」から、観光情報やタウン情報などを発信します。

このほか、地域振興を目的に地域振興基金を造成します。歳入では、個人市民税の減収などにより、6・5パーセントの減となり、厳しい財政状況となっています。

【賛成多数で原案可決】

修正案

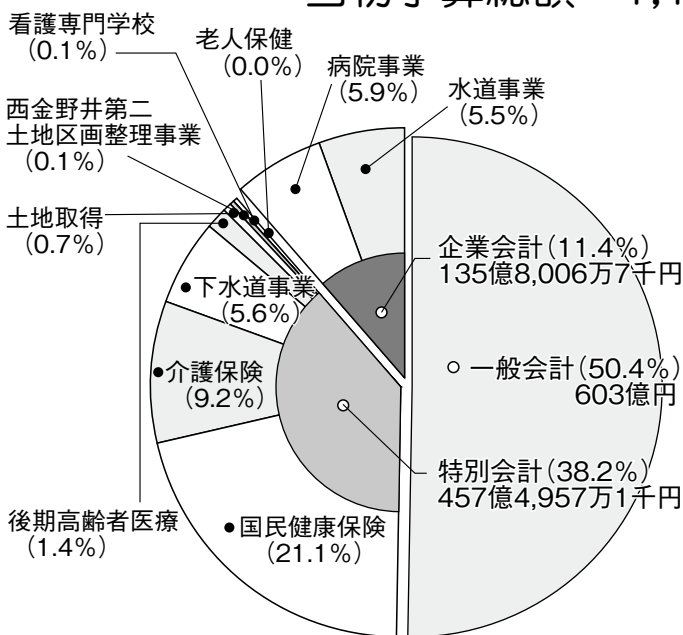
歳入では、地方交付税、臨時財政対策債、株式売却収入繰越金を増額し、保育料の値上げ中止と公民館使用料を無料化します。

歳出では、障害者福祉費や公民館費などを増額し、福祉タクシー券・自動車燃料費助成事業、敬老祝金、休止予定の内牧キャンプ場や豊春地区公民館の風呂、庄和北公民館市民プールを従来どおりに継続させます。また、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民健康保険税への繰出金を増額し、保険料等の引き下げを行います。また、こども医療費支給事業を入院、通院とも中学校卒業まで拡充します。修正総額は合計で9億213万1千400円になります。

【否決】

平成22年度 会計別予算

当初予算総額 1,196億2,963万8,000円



()内は、構成比率

区分	予算額	前年度増減率	
一般会計	603億円	1.5	
特別会計	国民健康保険	252億1,634万3,000円	2.5
	介護保険	109億8,826万3,000円	6.4
	下水道事業	66億8,111万7,000円	△11.1
	後期高齢者医療	16億5,742万1,000円	4.3
	土地取得	8億3,302万7,000円	△2.4
	西金野井第二土地区画整理事業	2億1,003万1,000円	△2.6
	看護専門学校	1億5,819万円	△0.8
企業会計	老人保健	517万9,000円	△83.2
	病院事業	70億6,676万8,000円	9.6
水道事業	65億1,329万9,000円	5.8	
総額	1,196億2,963万8,000円	2.0	

※前年度増減率は、平成21年度の当初予算との比較

討 論

効率的な行財政運営と 計画的な予算編成を要望し 原案に賛成（新政の会）

原案は、極めて厳しい財政状況の中、限られた財源を真に必要な事業に重点的かつ有効的に配分しています。

重点施策である、やすらぎの施策では、庄和総合支所を活用し、庄和児童センター開設に向けて整備を行い、子育て支援の拠点が整備できると評価します。また、こども医療費も、入院分の拡充が行われ、喜ばしく考えています。

あんしんの施策では、災害時の要援護者に対し、支援や体制の整備を行い、災害に強いまちづくりを期待できます。

にぎわいの施策では、藤塚米島線等が一部供用を開始する上、地域振興ふれあい拠点施設整備事業でも複合施設の整備に着手し、地域の活性化や産業振興が促進でき、多くの人が集う中心市街地ができるものと期待しています。

はぐくみの施策では、東中学校の改築に取り組み、また、庄和図書館も開館に向かい、安心・安全な学校づくりや、

生涯学習の拠点が整備できると考えています。

一方、修正案は、地方交付税や繰越金を過大に見積り、歳入不足を生じるものであり適正を欠いています。

また、介護保険特別会計などに繰出金を増額しています。また、保険料軽減を目的にした繰出金の増額は、保険制度の根幹を揺るがすものです。

こども医療費の拡充も通院分までとしています。厳しい財政状況の中、財源の見直しを立てて段階的に拡充していく必要があります。

以上の理由から、原案に賛成し、修正案には反対します。

一般家庭の収入減少の 負担を軽減し助成を拡充する 修正案に賛成（日本共産党）

原案の問題点は多岐にわたる。歳入では、国で既に決まっている地方交付税の増額を見込まず、職員削減を義務付ける退職手当債を見込むことは、全国最低水準の職員数をさらに削減し、市民サービスや行政能力の低下になります。

歳出では、福祉タクシー券を24枚から20枚に削減して、社会的に弱い立場の人の移動手段を奪い、敬老祝金は長寿

祝金となり、対象者の大幅な削減で市内最高齢者を含む方々が対象外になります。

莫大な財源が必要な鉄道連続立体交差事業は、費用対効果を考え、東西自由通路の建設等に再検討するべきです。

市民プール、豊春公民館の風呂、庄和北公民館、内牧キヤンプ場の休止、市民体育祭委託料や私立幼稚園就園奨励費補助金の削減、図書館図書費の購入費の半減等、どれも子どもの健全育成や市民の学習に必要な事業です。

東中学校の建て替えは、見込み違いで完成が遅れ地域の期待に背きます。24年度夏休みまでの完成を強く求めます。

修正案は、退職手当債をやめ、地方交付税を増額し、臨時財政対策債、繰越金、株式売却収入を見込む現実的な増額です。原案の負担増やサービス削減を中止し、敬老祝金や休止施設を存続、公民館使用料を無料に戻し、後期高齢者医療保険料や介護保険料、国民健康保険料の軽減を行い、さらに、こども医療費の助成も入院、通院とも中学校卒業までに拡充します。

よって、市民の願いに応える修正案に賛成します。

合併で市民サービスが拡大した 部分を縮小・削減しており 原案に反対（無所属）

「日本一幸せに子育てができる街」、「日本一いきいきと老後が過ごせる街」と市長の選挙公約や施政方針にもあり、子育て支援や高齢者について、重点的に予算計上すると考えていました。

児童・生徒が安全に、安心して学校生活を送るために、石綿対策事業が22年度で完了する予定でしたが、翌年度以降に延びました。学校の耐震化事業も、率先して進めていく事業であり、子どもの安全を図る、必要のある事業を、来年度以降に先延ばしにする予算編成には納得できません。

また、合併するに当たり、サービスは高く、負担は低くという基本方針で事務事業の調整を行いました。

しかし、保育所の保育料は、合併協議で引き下げられましたが、今回、引き上げになりました。そして、入院時の食事療養費の2分の1助成も廃止されますし、高齢者への配食サービスも1食300円で週6日実施でしたが、1食400円に引き上げになります。

庄和総合支所の人員は毎年削減され、機能は縮小してきます。22年度は2人増員となりますが、児童センター、図書館との複合施設になり、利用者が急増することが予測される中、この人員体制では十分とはいえません。

合併で市民サービスの拡大が図られた部分が、原案では縮小、削減されています。また、子どもや高齢者に関する予算についても、削るべきでない部分を削っていて、今回の予算編成は納得できないものであり、原案に反対します。

市民へ説明のない負担増と 市債に頼る予算編成は不安 が残り原案に反対（無所属）

既にほかの議員の反対討論で述べられているように、さまざまな負担増が予算案の中で突然明らかになるようなやり方は、納税者である市民の不信を招くだけです。

その前段で、このような財政状況であり、行政側も身を削る思いで削減に努めた結果、まだこれだけの財源が不足するので負担増をお願いしたいと説明し、理解を求めめる姿勢こそ、まず必要ではないでしょうか。

さらに、今年度の予算編成もまた、市債の借り入れに頼ったものとなっています。地方交付税の先食いとして慎重な活用が必要とされている臨時財政対策債は、当初、地方財政の財源不足の手当てとして、3年間としていましたが恒常的なものとなり、さらにその金額がますます増えつつあります。

さらに、合併特例債のみならず、地域振興基金を積み立てるための市債の借り入れ9億5000万円、そして今後、職員2人を削減した削減額を返済に充てるという退職手当債1億5000万円などが盛り込まれています。

これが本場に、将来の世代に安易にツケを回さない財政運営であるのか、あるいは市長が施政方針で述べている、財政規律を維持することになる予算編成といえるのか、従来の手法に頼らない大きな変革を期待していた市民の期待にかなったものかという点で大きな疑問が残ります。

以上の理由から、原案に反対します。



総合振興計画審議会 条例の一部改正を可決

この条例は、総合振興計画審議会と地域審議会を統合するため、所掌事務及び組織等の規定を改正するものです。

これは、地域審議会が所管している新市建設計画に沿ってまちづくりが進められ、新市の一体感の醸成が進んだこと、また、新市建設計画の内容を踏襲して総合振興計画が策定され、現在は総合振興計画に基づき、総合的かつ計画的な行政運営が進められていることなどから実施されるものです。

討論

【賛成多数で原案可決】

市民の意見を反映させる 場を縮小させるもの であり反対（無所属）

地域審議会は、合併特例に関する法律に基づいて設置されており、期間も10年と合併協定書に明記されています。

また、地域振興のための基金の活用についても審議する機関であり、基金の積み立てを始める年に廃止されること

には納得できません。

2つの審議会は、設置目的が異なり、所掌事務も異なるにもかかわらず、統合してそれぞれの機能を果たすことができるのか疑問であり、地域審議会を廃止して、総合振興計画審議会に統合することには納得できません。

各区域ごとのまちづくり審議会を充実することこそ必要と考え、本議案に反対します。

総合振興計画審議会で 活発な議論が行われることを 期待して賛成（新政の会）

地域審議会では、地域住民の声を市政に反映させ、きめ細かな行政サービスを実現するため、春日部・庄和それぞれ地域で、地域ごとの施策等について活発な議論が行われてきたと聞いています。

しかし、地域審議会が所管している新市建設計画を尊重した総合振興計画が策定されたこと、また、これまで均衡ある発展を進め、新市の一体感の醸成が進んでおり、地域審議会でも、春日部・庄和合同で市全体の施策について議論されていることから、地域審議会の所期の目的が達成されたため、総合振興計画

審議会と統合するものであり、本議案に賛成します。

統合ではなく、住民の意見を 反映させる場として充実する ことを求め反対（日本共産党）

地域審議会は、新市の各地域の振興、発展について審議し、新市の施策に関して意見を述べるといって、重要な役割を担っています。

合併前、合併すると行政が遠くなる、住民の声が届かなくなるという不安や疑問に、それぞれの地域の住民の声が反映される保障の場として地域審議会があるのだから大丈夫と行政は説明してきました。

地域審議会は、少なくとも10年の単位で設置が位置付けられていますが、合併後、まだ4年半です。今ここで総合振興計画審議会に統合することは、本来の役割、位置付けを軽んじることとなります。以上を指摘し、反対します。

職員の給与に関する 条例の一部改正を可決

この条例は、一般職の国家公務員の給与改定等に伴い改正するものです。

主な内容は、まず、職員に

支給される地域手当の支給割合を国の基準に準じ、5%から3%に、通勤手当については、自動車等で通勤する手当の算定方法について、現行の2キロメートルごとに加算する方法から、国に準じた5キロメートルごとに加算する方法に改正するものです。

次に、新たに、時間外勤務のうち月60時間を超える勤務に対し、超過勤務手当の支給割合を、現行の100分の125から、100分の150に改正するものです。これは、民間の時間外労働の割増賃金を引き上げる労働基準法の改正が施行されることから、国家公務員や地方公務員についても、同様の対応を行うものです。

討論

【賛成多数で原案可決】

職員の生活権を脅かし、仕事に 対する意欲を失わせることに つながるため反対（日本共産党）

本市の地域手当は、近隣市に比べて半分以下で、平均給与も低くなっています。その基準自体が納得いくものでない中で、各自自治体が国に準拠させられることは全く不合理

議員提出議案

市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を可決

です。また、特例で引き下げていたものを、一度も本則の5%に戻さずに、3%に引き下げることは極めて問題です。県内市で、人口に占める割合が最も少ない職員数で、さまざまな仕事をこなしていません。職員が意欲を持って職務に専念するためにも、必要な職員数を確保し、近隣市と同様の給与を確保することが重要であり、反対するものです。

厳しい状況下でも、しっかりと行政運営に努めることを要望し賛成（新政の会）

市職員は、大変少ない人員の中で、さまざまな行政課題に取り組んでおり、敬意を表します。今回の一部改正は、人事院勧告に準じた超過勤務手当の割増支給、また、国や近隣市との均衡を考慮した地域手当・通勤手当の見直しであり、地方公務員法に定める情勢適応の原則や均衡の原則にかなうものです。

そうした中で、地域手当に關しては、国基準を超える支給額に対し特別交付税が減額されることから、今回の改正は、やむを得ない状況といえるものです。よって、本議案に賛成します。

この条例改正は、市議会議員が招集に応じ、職務を行うために要する費用として支給されていた費用弁償を廃止するものです。

昨今の大変厳しい財政状況において、地方自治法で保障されてはいますが、支出の根拠を明快に説明できない、日額の費用弁償を廃止することにより、市民の信頼を確保し、行政運営における公平性・透明性を向上させるものです。具体的な内容としては、日額の費用弁償3000円を廃止しました。

なお、施行期日は平成22年4月1日からです。

【全員一致で原案可決】

「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNP T再検討会議での採択に向けた取組みを求める意見書

昨年4月のオバマ米大統領による「核のない世界」に向けた演説以降、米国とロシアとの第一次戦略兵器削減条

約（S T A R T I）の後継条約の交渉開始や、国連安全保障理事会首脳級会合における核不拡散・核軍縮に関する決議の全会一致での採択、また、同会合における鳩山総理の「被爆国として核兵器廃絶の先頭に立つ」との決意表明や、国連総会における我が国が米国などと共同提案した核軍縮決議案の圧倒的多数の賛成による採択など、核兵器廃絶に向けた世界的な流れは加速しています。

一方、昨年8月の平和市長会議総会においては、2020年までに核兵器を廃絶するための具体的な道筋と各国政府が遵守すべきプロセスなどを定めた「ヒロシマ・ナガサキ議定書」を、2010年のNP T再検討会議において採択することを求める「ナガサキアピール」が決議されました。

このような動きを踏まえ、被爆国の政府としての核兵器廃絶への取組みをさらに確実なものにするために、国及び政府におかれては、「ヒロシマ・ナガサキ議定書」の趣旨に賛同し、2010年のNP T再検討会議において、同議定書を議案として提案してい

ただくとともに、その採択に向け、核保有国を始めとする各国政府に働きかけていただくよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。
平成22年3月19日
春日部市議会

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
総務大臣 様
外務大臣 様

【全員一致で原案可決】

陳情

○第6号

春日部市自治基本条例（案）の廃案を希望する陳情

今定例会の日程

2月22日

開会、市長の平成22年度施政方針の説明、議案第1号から議案第43号までの上程
・説明、議案第21号に対する質疑、総務委員会
2月25日

総務委員長報告とそれに対する質疑、議案第21号に対する討論・採決、議案に対する質疑

2月26日・3月1日
議案に対する質疑

3月2日

議案に対する質疑、議案第44号の上程・説明・質疑

3月4・5日

常任委員会

3月9日

厚生福祉委員長報告とそれに対する質疑、議案第22号に対する討論・採決、一般質問

3月10・12・16・17日

一般質問

3月19日

各常任委員長報告とそれに対する質疑、各議案に対する討論・採決、議員提出議案の上程・説明・質疑・討論・採決、閉会

閉会中の委員会活動

▽議会運営委員会

2月17日

・平成22年3月定例会運営について

▽議会だより編集委員会

3月24日

・議会だより第19号の発行について

4月7日

・議会だより第19号の発行について